

教育振興基本計画について ～「教育立国」の実現に向けて～（答申）【概要】

我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

今後10年間を通じて、目指すべき教育の姿を実現するために、必要な予算について財源を確保し、欧米主要国と比べて遜色のない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図ることが必要

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<基本的考え方>

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

<施策の基本的な方向>

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、75項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

特に重点的に取り組むべき事項

◎ 確かな学力の保証

- ・新学習指導要領の円滑な実施を図るために、そのために教職員定数の改善をはじめとする教職員配置、教科書・教材、学校の施設・整備など教育を支える条件整備を着実に実施する
- ・児童の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・道徳教育に関して、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度を早期に創設する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・子どもたちの体力を上昇傾向に転ずることを目指して、体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を推進する
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、いじめ等の問題行動等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善など必要な支援を講じる

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の待遇の充実、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、教員免許更新制が円滑に実施されるよう必要な取組等を行う。
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりを行うために、必要な教職員定数を措置するとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、現場のICT化などの取組を支援する

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成する
- ・学校内外における相談体制の整備など、不登校の子ども等の教育機会を支援する

◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(「放課後子どもプラン」)の実施を促す

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験学習などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、職業教育の活性化を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校・専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受入れを促す

◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界的な卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・2020年頃の実現を目指して「留学生30万人計画」を策定し、計画的に推進を図り、今後5年間においては、留学生の大幅な増加を目指す

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳出改革にあわせた総合的検討や、奨学金、就学援助、私学助成などを通じ、教育機会の保障を図る

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

- ◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ◇青少年を有害環境から守るために取組の推進
- ◇関係機関の連携による子供、若者、家庭等に関する支援の推進
- ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

②家庭の教育力の向上を図る

- ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
- ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

③人材育成に関する社会の要請に応える

- ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
- ◇専門高校等における職業教育の推進
- ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
- ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

- ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
- ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
- ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
- ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
- ◇地域住民に身近なスポーツ環境の整備
- ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する

- ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ◇高等学校と大学等との接続の円滑化

②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

- ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
- ◇大学院教育の組織的展開の強化
- ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

③大学等の国際化を推進する

- ◇留学生交流の推進
- ◇大学等の国際活動の充実

④国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

- ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な支援
- ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
- ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

⑤大学教育の質の向上・保証を推進する

- ◇事前評価の的確な運用
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上<再掲>
- ◇大学評議会の推進

⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する

- ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
- ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
- ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

- ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
- ◇総合的な学力向上策の実施
- ◇教科書の改善
- ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
- ◇学校現場の創意工夫による取組への支援

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

- ◇道徳教育の推進
- ◇伝統・文化等に関する教育の推進
- ◇環境教育の推進
- ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進
- ◇体験活動・読書活動等の推進
- ◇いじめ等の問題行動等に対する取組の推進
- ◇不登校の子ども等の教育に対する支援
- ◇子どもの体力向上に向けた総合的な方策の推進
- ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり

③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

- ◇メリハリある教員給与体系の実現
- ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◇教員養成・研修等の推進
- ◇教員免許更新制の円滑な実施
- ◇教員評価の推進
- ◇優秀教員表彰の推進
- ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

- ◇教育委員会の責任体制の明確化
- ◇市町村への権限の移譲
- ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
- ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
- ◇家庭・地域と一緒にした学校の活性化<再掲>

⑤幼児期における教育を推進する

- ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
- ◇幼児教育全体の質の向上
- ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
- ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進<再掲>

⑥特別なニーズに対応した教育を推進する

- ◇特別支援教育の推進
- ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4:子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

①安全・安心な教育環境を実現する

- ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
- ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり<再掲>

②質の高い教育を支える環境を整備する

- ◇学校図書館の整備の推進
- ◇教材の整備の推進
- ◇学校の情報化の充実
- ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用

③私立学校教育を振興する

- ◇私学助成の推進
- ◇学校法人に対する経営支援

④教育機会の均等を確保する

- ◇奨学金事業等の充実
- ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
- ◇幼児教育の無償化の検討<再掲>
- ◇私学助成の推進<再掲>
- ◇民間からの資金の受け入れ促進等のための取組の推進

